

まずは受給できる可能性があるかご確認ください

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）要件等について

※下記の項目 1 から 1 1 全てに該当する方が対象です。(裏面もあります)

項目	内 容	確認						
1	申請者は、申請時点において目黒区に住民登録がある。 (特段の事情により住民登録ができない方は別途ご相談ください)	<input type="checkbox"/>						
2	申請者は、初回の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給中 (以下「自立支援金」という。)に (1) 月 1 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。 (2) 月 2 回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける。 (3) 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。 (1) から (3) を誠実かつ熱心に行った (正当な理由がある場合は除く) 上で (4) 求職活動等状況報告書 ※自立相談支援機関相談確認書含む (5) 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口における職業相談確認票 (6) 常用就職活動状況報告書 (4) から (6) までの求職活動等の報告書類を、受給期間中の 3 か月分目黒区に提出していること。	<input type="checkbox"/>						
3	申請者は、初回の自立支援金の受給期間が終了している又は終了月である。	<input type="checkbox"/>						
4	申請者は、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している。	<input type="checkbox"/>						
5	申請日の属する月 (確定している直近の月) における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額が、基準内である。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="padding: 2px;">単身世帯 137,700 円</td> <td style="padding: 2px;">2 人世帯 194,000 円</td> <td style="padding: 2px;">3 人世帯 241,800 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">4 人世帯 283,800 円</td> <td style="padding: 2px;">5 人世帯 324,800 円</td> <td style="padding: 2px;">6 人世帯 372,000 円</td> </tr> </table> ※7 人世帯以上の場合の基準額は別途お問合せください。 ※収入には、就労等収入、公的給付等 (失業給付金・年金等の各種手当含む)、親族からの継続的な仕送り等があたります。給与収入及び年金の場合、社会保険料等控除前の総支給額 (交通費額除く) を算定します。自営業の場合は、純利益 (事業収入と経費の差額) を算定します。 ※申請日に属する月の収入が未確定の場合は、前月の収入を算定、変動する場合は	単身世帯 137,700 円	2 人世帯 194,000 円	3 人世帯 241,800 円	4 人世帯 283,800 円	5 人世帯 324,800 円	6 人世帯 372,000 円	<input type="checkbox"/>
単身世帯 137,700 円	2 人世帯 194,000 円	3 人世帯 241,800 円						
4 人世帯 283,800 円	5 人世帯 324,800 円	6 人世帯 372,000 円						

	直近3ヶ月の平均によって推計して算定します。 ※住居確保給付金や子育て世帯臨時特別給付金をはじめ、新型コロナウイルス感染症の影響による貸付や給付金に関しては、収入に算定しません。				
6	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準内である。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">単身世帯 504,000円</td> <td style="padding: 2px;">2人世帯 780,000円</td> <td style="padding: 2px;">3人世帯以上 1,000,000円</td> </tr> </table> ※預貯金（定期預金含む）及び現金を算定します。 ※住居確保給付金や子育て世帯臨時特別給付金をはじめ、新型コロナウイルス感染症の影響による貸付や給付金に関しては、資産に算定しません。	単身世帯 504,000円	2人世帯 780,000円	3人世帯以上 1,000,000円	<input type="checkbox"/>
単身世帯 504,000円	2人世帯 780,000円	3人世帯以上 1,000,000円			
7	申請者は（1）か（2）いずれかに該当する。 （1） <u>公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口</u> に <u>求職の申込みをし、常用就職による就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行うことができる。</u> ・月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。 ・月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける。 ・原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。 ※常用就職とは「期間の定めのない、又は6か月以上の雇用が見込まれる就職」 （2）生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にある。	<input type="checkbox"/>			
8	生活保護費又は職業訓練受講給付金を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受給していない。	<input type="checkbox"/>			
9	偽りその他不正な手段により再貸付又は初回貸付等の申請を行っていない。	<input type="checkbox"/>			
10	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない。	<input type="checkbox"/>			
11	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが他の自治体に対し、自立支援金（再支給）を申請していない。	<input type="checkbox"/>			

すべてに該当

自立支援金（再支給）を受給できる可能性があります。



別紙2記載の必要書類をご用意いただき、申請してください。



申請後、審査をいたします。支給要件に該当しない、不足書類があり、連絡がとれない等の場合は支給ができません。

要件等についてご質問は「目黒区生活困窮者自立支援金相談窓口」までお問い合わせください。

受付 月曜から金曜日 8時30分から17時00分まで ※土日・祝日を除く

電話 03-5722-7068 F A X 03-5722-9062